

事 務 連 絡
平成 23 年 5 月 13 日

各都道府県介護保険担当主管部（局）

御中

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課

厚生労働省医薬食品局総務課
厚生労働省老健局老人保健課
厚生労働省保険局医療課

指定訪問看護事業者が卸売販売業者から購入できる医薬品等の取扱いについて
（周知依頼）

今般、「薬事法の一部を改正する法律の施行等について」（平成 21 年 5 月 8 日付け薬食発第 0508003 号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「施行通知」という。別添参照。）が一部改正されたことに伴い、指定訪問看護事業者等（健康保険法（大正 11 年法律第 88 号）に規定する指定訪問看護事業者並びに介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する指定居宅サービス事業者（同法に規定する訪問看護を行う者に限る。）及び同法に規定する指定介護予防サービス事業者（同法に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）が卸売販売業者から購入できる医薬品等については、下記の取扱いとしておりますので、貴管内市町村、訪問看護事業所等に周知を図るようお願いいたします。

記

施行通知の記の第 3 の 1 の 4 の（1）の⑮のオについて「滅菌消毒用医薬品その他の医薬品を使用するもの」は、指定訪問看護事業者等であって、医師の指示に基づき訪問看護を実施するため、臨時応急の処置や褥瘡予防・処置として必要な、グリセリン液、グリセリン浣腸液、白色ワセリン、オリーブ油、生理食塩液、注射用水及び精製水に限定するものであり、これら以外のものは、販売し、又は授与しないこと。

また、ガーゼ等の衛生材料については、現行制度においても訪問看護ステーションにおいてあらかじめ保管することができること。

なお、医師の指示に基づき個別の患者に使用する医薬品及び衛生材料（以下、「医薬品等」という。）については本来医療機関が提供するものであるため、指定訪問看護事業者等は、これらの医薬品等の費用を利用者等に対して請求することはできない。

(別 添)

薬食発 0 5 1 3 第 1 号
平成 2 3 年 5 月 1 3 日

各 $\left[\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right]$ 殿

厚生労働省医薬食品局長

薬事法の一部を改正する法律等の施行等についての一部改正について

「薬事法の一部を改正する法律」（平成 1 8 年法律第 6 9 号）については、関係政省令とともに平成 2 1 年 6 月 1 日に施行され、これらによる改正等の趣旨、内容等については、「薬事法の一部を改正する法律等の施行等について」（平成 2 1 年 5 月 8 日付け薬食発第 0 5 0 8 0 0 3 号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「施行通知」という。）において示しているところである。

今般、薬事法施行規則（昭和 3 6 年厚生省令第 1 号。以下「施行規則」という。）第 1 3 8 条に規定する卸売販売業における医薬品の販売等の相手方について、その実態等にかんがみ、下記のとおり施行通知の一部を改正したので、御了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

○ 改正内容

1. 施行通知の記の第 3 の I の 4 の (1) の㊤オを次のように改める。

オ 指定訪問看護事業者等（健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）第 8 8 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者並びに介護保険法（平成 9 年法律 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者（同法に規定する訪問看護を行う者に限る。）及び同法第 5 3 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）であって滅菌消

毒用医薬品その他の医薬品を使用するもの

指定訪問看護事業者等で使用する医薬品は、滅菌消毒用医薬品のほか、医師の指示に基づき訪問看護を実施するため、臨時応急の処置や褥瘡予防・処置として必要な、グリセリン（浣腸用及び外用に限る。）、濃グリセリン（浣腸用に限る。）、白色ワセリン、オリーブ油、生理食塩液、注射用水及び精製水に限定されるものであり、これら以外のもものは販売し、又は授与しないこと。